### 松浦典弘

期にかけての国家と仏教の関係に注目しているが、今回はその一環として開元七年(七一九)に建碑された「大唐鄴県修定寺伝記」を読解 や僧尼の伝を扱った碑文を読解し、それをもとに当該時代の仏教史の諸問題について考察を進めつつある。現在は特に北朝後半期から唐初 ても石刻史料が持つ意義はきわめて大きいものがあり、編纂文献からは知りえなかった事項も明らかになってきている。 南北朝隋唐時代史の研究の中で石刻史料が盛んに利用されるようになり、研究の進展に大きく寄与している。 仏教史の分野におい 筆者は寺院の沿革

し、その訳注稿を作成した。

してきたと考えられる。 かった時期にとられた国家の宗教政策の一環であろう。 が、この時期に朝廷より「修定寺」の号を賜り、これより後はそれが踏襲される。唐初に一時廃されたが、これは仏教・道教の抗争が激し 物である法上が住したことは、本寺の地位の高さを窺わせるものであるが、この点に関しては『続高僧伝』の法上の伝にも述べられている。 していった。北魏が東西に分裂した後は、東魏さらには北斉の領域に属し、 修定寺は現在の行政区画では河南省安陽県に属する清涼山に存在した古刹である。創建されたのは北魏期で、その後、 北斉滅亡後は北周の廃仏という仏教界にとっての一大危機に遭遇することになるが、隋に入り復興がなされた。寺号はたびたび変わった 貞観年間には復興され、その後碑文が撰述された時期までは大きな変化もなく推移 朝廷の保護もあって大いに発展した。特に北斉期の仏教界の大 徐々に寺勢を拡張

以上はこれから紹介する碑文の内容から知られる修定寺の歴史の概略であるが、 特に東魏・北斉期を中心に重要な記事を含んでおり、 当

該地域の仏教界の動向や国家との関係を知る上できわめて貴重な史料となっている。

地震や窃盗などの影響で荒廃し、現在も同地に残るのはこの塔のみということである。 たもの以外に、元の皇慶元年(一三一二)・明の嘉靖二八年(一五四九)の碑などが存在し、唐代以降の修定寺の様子が窺われる。なお、 文物研究所・安陽地区文物管理委員会・安陽県文物管理委員会編、文物出版社、一九八三)が出版されている。また寺碑も本稿で取り扱っ 通一一年(八七○)の題記を有する。これ以降にも宋・元・明・清代の題記が存在し、これらを含む詳細な報告『安陽修定寺塔』(河南省 修定寺に関して少し補足をしておきたい。修定寺において有名であるのは現在も存する塔であるが、これは唐代に創建されたもので、咸

と碑は高さ一二〇センチメートル、幅五五センチメートルで、両面に字が刻されている。 る上ではさほど影響はない。本文は隷書であるが、碑額には篆書で「寺記之碑」と記される。 欠落しているのか、特に碑陰の方に判読不能な箇所が間々ある。その他にも何文字か判読できないものがあるが、碑の内容の大筋を理解す 訳注は北京図書館に所蔵されている拓本の写真版(『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』第二一冊)をもとに作成したが、それによる 碑陽・碑陰ともに二八字×一八行で、 碑の下部

なお、録文に関しては、『全唐文補遺』第三冊(三秦出版社)に掲載されており、本稿作成の際にも参考にした。

箇所については常用漢字とした。判読不能な文字に関しては□で表し、推測が可能な部分については、 することは困難である。ここでは正字を基本にして、碑文の文字を見て明らかに常用漢字を用いる方が原碑に近く適切であると考えられる )つきで記した。釈文に関しては、できる限り碑で使われている文字を録することが望ましいが、碑文独特の書体も多く、全てを再現 訳注に関しては、碑文本文の釈文を提示し、その訓読を内容による段落分けをした上で掲げ、注と解説を付した。簡略な語注は訓読中に 適宜解説を加えることにする。また、

#### 釈文

改行は碑文に基づく形で行った。

訓読は常用漢字を基本とする。

(碑陽)

八載。 翊衛。 之。 若。 化 虞崩駭。 謂彼曰。 **爰降異徴**。 是以金塲寶刹。 怒於趙邦。 名天城寺。 猛以納衣覆裹。 委形質於林泉。 乃歎曰。 公居宋帝之宫。 蓋閒赤驥西幸。 是用弥殷。 悲慟潸泫。 沙門釋僧猛之所立也。 **瑩陵臺而模像設。** 六軍自北徂南。 于時金行運否。 昔聞此獸。 莫敢前受。 昔不屠戮。 僧會南遊。 次有沙門法上者。 於此山下。 安置縄牀之下。 鱗次於郊畿。 播芳猷於席地。 庶旌厥事。 遂挫拉弓矢。即於此地。 啓聲教於隆周。 獸狎無驚。 既覩希有。 死不擇陰。今者懷戀麛殀。輕命若是。我雖人也。 在近不遥。 陳萬騎於此山。 遇一 止邪謗於呉國。 水徳潜通。 八解流液。 麛鹿。 禽馴不擾。 爱詔立寺。 法師俗姓張氏。 振錫乘杯。 汲郡朝歌人也。 遂以奏聞。 逐者尋至猛房前。 遂致人王頂敬。 白馬東巡。 必擬殺傷。 五馬逸於江湖。二龍徙於河洛。 應機飲羽。 注溟渤以漣漪。七覺敷榮。冠嵩華而共峙。 安上馭秦□之乘。 以此谷四面山勢。 設三駈之盛禮。大縁既下。 棲遲此谷。 羽翊於都邑矣。脩定寺者。 結構草菴。 孝文驚其靈異。 降靈儀於盛漢。 定難□得。 少游鄴境。 業行優裕。 因即墮胎。 天主歸心。 温凉纔訖。 積十餘年。 誓求真覺。 彼矯答猛。乃抱虎還。 唯工戈獵。 飛令譽於弥天。 状類城埤。 曲躬遮護。 聲聞天朝。 **鑾駕親矚**。 脩邸第以擬金 圖澄北邁。 即陳本意。 有一神虎。 割愛網於人世。 太和十有 道縁將發。 此虎來奔。 更無懼意。 後魏蘭 興和三 因此給額 誠不及 息威 素崇玄 常□ 生 羣

大唐鄴縣脩定寺傳記

| 元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之年、<br>元之、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元、<br>元 |
|--|
| 既非所好。辭樂幽閑。不違所請。移居此寺。澄畢尚書令高澄奏。□□鄴爲□□沙門都維那。居大  |
| 魏曆既革。禪位大齊。文宣登極。敬奉逾甚。   |
| 巡幸此山。禮謁法師。進受菩薩戒。布髪於地。令師踐之。   |
|  |
| 守衞修營。三時視覲。四事無闕。師以什物餘積。   |
| 有一工人忽然而至。入定思慮。出觀剞鐫。  |
| 寫慈天之寳帳。圖釋主之金容。雖無優之役。龍種無  |
| 自後齊師失律。鼎遷於周。建徳六年。武帝納張賓邪諌。先廢釋□  |
| 限十日並使燌除。此寺于時亦同毀滅。頼   |
| 不忍全除。雖奉厳勅。纔燒欄檻階砌。拆去露戲  |
| 是以齊國靈迹。此塔獨存也。自後周氏無道。神器授随。  |
| 大弘佛法。開皇二年十月十五日。下勅修理。度人配住。  |
| 封疆賙給。一同齊日。皇朝武徳七年。又被省廢。   |
| 爲皇后虚風日久。未善痊除。修復廢寺。   |
| 天下三百九十二所佛事院宇。並好山水形勝有七塔者。   |
| 相州六所。同時得額。均人配住。  |
| 開元七年歳次己未律師僧玄□建   |

頂敬し、 蓋し聞くならく、 溟渤に注ぎ以て漣漪し、 邪謗を呉国に止む④。 天主の帰心し、 都邑に羽翊す。 赤驥西幸し、 邸第を脩め以て金園(寺中の庭園)に擬し、 七覚(七覚支)敷栄し、嵩華に冠し共に峙す。是を以て金場宝刹(寺院)、 安上は秦□の乗を馭し、 声教を隆周に啓き①、 令誉を彌天に飛ばし⑤、生公は宋帝の宮に居り⑥、 白馬東巡し、 霊儀を盛漢に降す②。 陵台を瑩し而して像設(仏像)に模すを致す。八解 図澄は北邁し、 郊畿に鱗次し、 威怒を趙邦に息め③、 芳猷を席地に播く。 錫を振るい杯に (八解脱) 遂に人王の 僧会は南 流液

①周の穆王が西方に巡狩したという『穆天子伝』の記載に基づく一節である。

乗り⑦、

②後漢明帝の時代に西方から仏教が伝来し、中国最古の寺院である白馬寺が創建されたとする説話に基づく。例えば、 金神号曰仏。 巻四・城西・白馬寺の項には、「白馬寺、 遣使向西域求之、 乃得経像焉。 漢明帝所立也、仏入中国之始。寺在西陽門外三里御道南。 時白馬負経而来、 因以為名。」とある。 帝夢金神長丈六、 項背日月光明 『洛陽伽藍記

③図澄は仏図澄。 僧伝』巻九・神異篇上。 もとは西域の人。 西晋末の永嘉四年(三一〇)洛陽に入る。 西晋滅亡後は前趙の石勒・石虎より厚遇をうける。『高

④僧会は康僧会。 『高僧伝』巻一・訳経篇上。 これが江南の地に仏僧が入った最初であるとされる。その後の江南での仏教普及の礎を築いた人物である。『出三蔵記集』巻十三、 先祖は康居 (サマルカンド) の人で代々天竺に住す。三国呉の赤烏十年 (二四八)、 呉都建業に至り、 孫権に謁見。

⑤安上は道安。「秦□」とは前秦が襄陽を攻略した際に捕らえられ、長安へ拉致され、その後は長安で前秦の苻堅の政治顧 のに対し、「彌天釈道安」と答えたとする故事による。『出三蔵記集』 を果たしていたことをいう。彌天というのは、 襄陽に住していた頃、 卷十五、 習鑿歯とのやり取りの中で、習鑿歯が 『高僧伝』巻五・義解篇二など。 四 海習鑿歯」と称した 問 的な役割

⑥生公は竺道生。 劉宋・文帝の信任を得、重きをなす。『出三蔵記集』巻十五、『高僧伝』巻七・義解篇四。

「大唐鄴県修定寺伝記」訳注稿

⑦「振錫」 は僧侶が錫杖を持って出かけること。「乗杯」は『高僧伝』巻十・神異篇下に立伝される杯度の故事に基づく。「杯度者、 不

常乗木杯度水、因而為目。」

知姓名。

「振錫」「乗杯」ともに行脚すること。

※仏教関係の碑文の冒頭では、仏教の教義に関する抽象的な議論が展開されることが往々にしてある。本碑の冒頭の部分は、 仏教の伝来とそれ以降の普及の様子について代表的な僧の名をあげながら比較的具体的な事実が述べられている。 中国への

### [僧猛による寺の創建]

遮護し、更に懼るるの意無し。乃ち嘆じて曰く、昔聞く、此の獣、死するに陰を択ばず。今者麛殀を懐恋し、 将に発らんとし、爰に異徴を降し、此の山下に於いて、一麛鹿に遇う。機に応じ飲羽し(矢が深く刺さり)、 脩定寺は、後魏の蘭若(寺院)にして、沙門釈僧猛の立つる所なり①。法師俗姓張氏、歩くして鄴境に遊び、 (網に対する執着)を人世に割き、形質を林泉に委つ。獣狎れ驚く無く、禽馴れ擾れず。 我人なりと雖も、誠に之に及ばず。悲慟潸泫し、遂に弓矢を挫拉す。即ち此地に於いて、草菴を結構し、 因りて即ち墮胎す。 唯だ戈猟に工みなり。道縁 真覚を求めんと誓う。 命を軽んじること是くの若 愛網

①僧猛については高僧伝などの編纂文献にはその名は見られず、詳しいことは分からない。

※この部分から本題、即ち脩定寺の歴史に関する部分に入る。創建者とされる僧猛が、この地に草庵を開くに至った経緯について叙述

### |僧猛と北魏孝文帝|

此の虎来奔す。猛納衣を以て覆裹し、縄牀の下に安置す。逐う者尋ね猛の房の前に至り、温凉纔かに訖り、即ち本意を陳ぶ。猛彼に謂い 太和十有八載(四九四)、六軍北自り南に徂き、万騎を此の山に陳べ、三駆(王者の行う礼、諸説あり)の盛礼を設く③。大縁既に下り、 此の谷に栖遅し、積むこと十余年。一神虎有り、常□翊衛。時に金行運否し、水徳潜かに通ず①。五馬江湖に逸れ、二龍河洛に徙る②。

名づく。 殷んなり。厥の事を旌すを庶い、爰に詔して寺を立つ。此の谷の四面の山勢、。 て曰く、若し屠戮せざれば、近きに在りて遥からず、必ず殺傷を擬せば、 敢えて前受する無し。既に希有を睹れば、遂に以て奏聞す。孝文其の霊異に驚き、 定難□得。 状の城埠に類するを以て、此に因りて額を給い、 彼矯め猛に答うれば、乃ち虎を抱き還る、 **鑾駕親矚し、素より玄化を崇め、** 是を用て弥いよ 天城寺と 羣虞崩駭

①金行・水徳。五行による王朝交代説では、晋は金徳、 をもたらしたのは北魏であるため、晋から北魏へ正当が移ったとする説が採られる。 北魏は水徳に当たる。 西晋の滅亡以来、 分裂状況が続いていた華北地域に統

②「五馬逸於江湖」は晋室の南渡をさす。『晋書』巻六・元帝紀に「太安之際、童謡云、五馬浮渡江、 と考えられるが、二龍が具体的に何を指すかについては未詳 帝与西陽・ 汝南・南頓・彭城五王獲済、 而帝竟登大位焉。」とある。「二龍徙於河洛」は前後の文脈から北魏の洛陽遷都を指す 一馬化為龍。 王室

③北魏孝文帝による平城から洛陽への遷都の前後の出来事を指す。『魏書』巻七下・高祖紀下によると、太和十七年、孝文帝は南朝の を鄴の宮殿において迎えた。ここでの記述はそのころの出来事であろう。 初から帝の企図していたところで、結局そのまま洛陽にとどまり都とする。その後、鄴の地へと巡幸し宮殿を建設して、翌年の正月 征討と称して八月己丑に平城を出発し、九月庚午には洛陽に到達する。 群臣の諫めにより、南朝討伐は取り止めとなるが、

※いよいよ国家との関係に関する記述に入る。この部分は、孝文帝の漢化政策の一環として北魏王朝が洛陽へ遷都した前後の事柄が中 心となる。孝文帝政権下では鄴の地も重視され、宮城が造営されたが、この寺も尊崇を受け、「天城寺」の名を賜った。

### [法上と東魏・北斉朝廷]

移りて此の寺に居る。 次に沙門法上なる者有り、 く、□□鄴為□□沙門都維那②、 澄又別に本号を改めて城山寺と為す。魏曆既に革まり、位を大斉に禅る。文宣登極し、敬奉すること逾いよ甚し。 汲郡朝歌の人なり①。業行は優裕たりて、声は天朝に聞こゆ。興和三年(五四一)、大将軍尚書令高澄奏すら 大定□寺に居り道首に充てられよ③、 ځ 既に好む所に非ざれば、 辞して幽閑を楽う。

**大唐鄴県修定寺伝記」訳注稿** 

然として至る有り、入りて思慮を定め、出でて剞鐫を観、 守衛修営せしむ。三時(一日中)視覲し、 統と為す。既に二水の寺前に合流するを見れば、又改めて合水寺と為す。封は方十里、人の樵采射猟するを禁じ、 天保元年 (五五〇) 八月、 此の山に巡幸し、法師に礼謁し、進みて菩薩戒を受く。髪を地に布き、 四事 (飲食・衣服・臥具・湯薬)闕くる無し。師は什物の余積を以て、□□支提す。 陶甄の芸能を窮め、 □鏤の微妙を□す。慈天の宝帳を写し、釈主の金容を図が 師をして之を踐ましめ、 仍お武官兵士を給し、 因りて以て大 一工人忽

①法上は『続高僧伝』巻八・義解篇四に立伝されるが、この部分の碑文の記述は れと同系統の史料をもとにして書かれたものであると考えられる。 『続高僧伝』 と酷似しており、『続高僧伝』 或いはそ

無優の役と雖も、龍種□□無きなり。

さらに北斉になって長官である大統の地位に上り、仏教界の頂点に立っていたのである。沙門の上の二字に関して上の文字に日へん が確認されることから、おそらく「昭玄」と入るのであろう。 『隋書』巻二七・職官志中の北斉の官制を記した部分より仏教関係の事柄を掌る官署である昭玄寺の部分を引用する。「昭玄寺、 置大統一人、統一人、都維那三人。亦置功曹・主簿員、 以管諸州郡県沙門曹。」 法上は東魏時代に昭玄寺の都維那となり、 掌

③大定□寺については、『続高僧伝』法上伝に「末勅住相州定国寺、 西山、今所謂修定寺是也。」とあり、法上が合水寺に移る前に住していたのが定国寺であることから、 而容徳顕著、 感供煩多。 所得世利、 判読不能の部分に「国」字が 造一 一寺、 本名合水、 即鄴之

入ると考えられる。

※北朝が東西に分裂した時代へと移るが、 の後、 た。 より寺の勢力は大いに拡張したようである。法上は東魏の最高権力者であった高澄の尊崇を受け、鄴都で沙門都維那の地位を得て、 城からはやや離れた郊外の山中 大定国寺の道首となるよう取り計らわれたが、それを辞し希望に沿って本寺へと移った。高澄は本寺に対して「天城寺」の号を賜っ 既に禅譲を経て北斉へと王朝が交代した後は、 法上は昭玄寺大統となり、本寺は「合水寺」と改称され、北斉朝から厚遇を受けることになる。 (清涼山)に存立していた。仏教重視の政策がとられていた時代ということもあって、国家の援助に 鄴の地は東を支配した東魏・北斉の都であった。 高澄の弟である高洋すなわち文宣帝の厚い信仰を受け、 碑文の記述からも分かるように、 時の仏教界の最有力者であっ 帝に菩薩戒を授けた。こ 本寺は都

#### 【北周の廃仏

自後 欄檻階砌を焼き、 限り並びに燌除せしむ、 斉師律を失い、鼎は周に遷る。建徳六年(五七七)、武帝 露盤仙掌を拆去するのみ。是を以て斉国の霊迹、 此の寺も時に亦た同じく毀滅す。 頼□者 張賓の邪諌を納れ、先に釈□を廃す①。 此の塔独り存するのみなり。 深く三宝を重んじ、全除するに忍びず、 鄴城三県二千余寺②、 厳勅を奉ずると雖も、 纔かに 十日

①北周武帝による廃仏は、 道士の張賓、もとは仏僧であった衛玄嵩の勧めにより、建徳三年に開始された。同六年には、 北周が北斉を

併合し、旧北斉領域にも廃仏の影響が及んだことは、本碑にも叙述されるとおりである。

②北斉の都である鄴に置かれた三県とは、 官について職掌が記されている。 鄴・臨漳・成安を指す。『隋書』巻二七・百官志中の北斉の官制の項において、この三県の

※北周により北斉が併合され、廃仏が旧北斉領域にも及び、本寺もその影響を被ることになる。当時の仏教界に大きな衝撃をもたらし たものではないとする議論もなされており、そうした状況を裏付ける史料にもなりうる。 の一大事件に関して触れているものがあり、 た北周の武帝の廃仏に関しては編纂文献にも詳しい記述があり、既に多く論じられているところではあるが、各種の石刻史料にもこ この塔のみが残った」とする記述には、いささか誇張もあろうが、 編纂文献では知り得なかった情報も含んでいるため先行研究を補訂しうる。「北斉の霊 旧北斉領域内における廃仏は、それほど徹底して行われ

白後 し配住せしめ、 周氏無道にして、 修定寺と為す。 神器隋に授く。 封疆賙給は、 文皇踐祚し、大いに仏法を弘む。 一に斉日に同 開皇二年(五八二)十月十五日、勅を下し修理せしめ、 人を度

本寺も修復され、この時初めて寺号を「修定寺」とした。

**「大唐鄴県修定寺伝記」訳注稿** 

※隋文帝による仏教復興政策により、

# [唐武徳・貞観期の仏教政策と修定寺]

廃寺を修復し、以て福力を布かん。天下三百九十二所の佛事院宇、並びに山水形勝好く七塔有りし者、並びに旧名を以て置立せよ、と②。 相州の六所、時を同じくして額を得。人を均しく配住せしめ、名を改めて修定寺と為す。故に今則ち其の号に因るなり。 皇朝武徳七年(六二四)、又省廃せらる①。貞観十年(六三六)四月に至り敕すらく、 皇后虚風日々久しく、未だ善く痊除せざるが為に、

## 開元七年歳次己未律師僧玄□建

①武徳末年には、仏教・道教の抗争が激化し、その後双方に対して教団整理が行われている(『旧唐書』巻一・高祖本紀などに掲載さ ②太宗の皇后である長孫氏は貞観十年六月已卯に病のため崩御した。皇后の病がいよいよ重くなった時、平癒を祈る形で寺院の復興を 行ったという記録は正史をはじめとする編纂文献からは確認できない。但し、『金石萃編』巻八十四などに収載される太原府交城県 の「石壁寺鉄彌勒像頌」にも、文徳皇后の病平癒を願って供養を行ったとの記述がある。 れる武徳九年四月辛巳の「沙汰仏道詔」)。年代的にはやや早いが、この時の修定寺の「省廃」も、 その一環であると考えてよかろう。

※唐初の武徳・貞観期は仏道の間で激しい議論が交わされ、国家の仏教に関する政策も大いに揺れ動いた時期であるが、修定寺の興廃 定寺に大きな変化がなかったことを示唆するものである。 おり、碑文は「今はそのときに名づけられた寺号によっている」という形で締めくくられている。貞観十年以降、 の状況からもそのことは窺われる。なお、碑が建てられたのは開元七年であるが、修定寺に関する事件の記載は貞観十年で終わって 開元七年以前は脩